

---

**GERADIN**

---

**PARTNERS**

---

COMPETITION SPECIALISTS

---

科研プロジェクト  
ビジネスと人権  
2022年度第2回研究会  
令和4年12月11日(日)

# ビジネスと人権

－EU競争政策の観点から－

弁護士（NY弁護士会会員・ブラッセル弁護士会準会員）法学博士

亀岡 悦子

## 本日のテーマ

- EU競争法と人権
- EU競争法の概要と事例

# EU競争法と人権

## EUと人権

- EUの裁判所は、既に**1974年**に人権宣言に言及しており、EUにおける人権に関する判例法は、主に欧州裁判所によって作り上げられている。
- 基本権と人権の関係。
- EU基本権憲章は当初、法的拘束力のない政治的宣言。
- **2009年**のリスボン条約は基本権に言及し、基本権を規定した憲章に条約と同様の法的拘束力を与える。
- 憲章については、欧州裁判所が数多くの判決を下しており、基本権保護に貢献している（先決裁定制度も使われる）。

## 欧州人権条約とEU法

- 人権条約は、EUでの基本保護にとって重要だが、その位置づけは複雑。
- 全てのEU加盟国は欧州人権条約に加盟しており、人権裁判所にて判断されるが、EU自体は加盟していない。
- 人権条約とEU法判例の解釈の差異も問題になる。
- EUの人権条約への加盟は、矛盾や違反のリスクを減らす。
- しかし欧州裁判所は、人権条約へのEUとしての加盟権限に問題があるとし、リスボン条約改正後も、加盟協定案はEU条約違反と判断。
- そのため、EU立法などの人権違反の可否の判断につき、欧州裁判所から人権裁判所への直接のルートはない。

## EU競争法

- EU競争法の執行機関は、ベルギーのブラッセルにある欧州委員会競争総局 Directorate-General Competition。
- EU競争法執行は、EU機能条約、規則、告示、指針などEU立法に基づく。
- 欧州委員会は問題と思われる行為を審査し、必要であれば決定を出す。
- 暫定措置、制裁金、法的拘束力のある質問書の送付、立入検査などの強力な審査権限を有する。
- 規制対象は、個人でなく、自由業者など経済活動をする者を広く含む「事業者」。

## EU競争法事件と基本権

- EU競争法手続規則 1 /2003前文37には、基本権保護が明記。
- EU競争法において、特に、基本権保護（手続上の権利など）が問題になる場合。
- EU競争法は刑事法に類似（準刑法的性質を有する行政手続き）。
- EU競争法における基本権保護の対象は、自然人のみならず法人も含む。
- 基本権を理由とする主張は、憲章の法的地位が明確になった2009年以來、大幅に増加。

# EU競争法の概要と事例



## EU競争法 違法な協定の例

- EU機能条約は、EU機能条約101条（1）によってEU加盟国間の取引に影響する違法な協定・決定・協調行為は域内市場に適合しないと規定。
- 上記のような違法な協定、慣行、決定は 101条（2）によって当然に無効。
- 101条（3）は、（1）に該当する協定・慣行・決定でも例外的に違法とされない条件を掲げる。
- さらに、一定の行為類型や産業セクターに特化した、違法とされない条件を説明する一括適用免除規則を制定。

## カルテル

- カルテルは101条違反で、個別・一括適用免除されない深刻な違反行為。
- 昨年は、欧州委により10件のカルテル決定が出され、総額180億ユーロの制裁金（2016年からの比較で最高額）。
- カルテルは事業者間の協調・慣行。
- 高額な制裁金のリスク。
- 事業者の基本権である手続上の権利（欧州委員会保管の書類へのアクセスなどの防御権）が、審査中、保護されていたかが問題になる。

## 事例 違法な証拠の使用

Case T-54/14, *Goldfish v. Commission*

違法に得られた録音記録であっても、欧州委員会はEU機能条約101条違反を証明するために使用することができる。欧州人権裁判所の判例によると、欧州人権条約8条（私生活などのプライバシー保護）に違法して収集された証拠であっても、公正な裁判が行われ、防御権が侵害されず、それが唯一の証拠でないなら、欧州人権条約6条（公正な裁判・手続権）を害するものではない。

## 事例 加盟国競争当局とサステナビリティを目的とする事業者の協定

- オランダ競争当局はガイドラインを発表した最初の国で、複数の実例。
- ドイツ競争当局も、既に複数のサステナビリティに関する事業者間協定について承認。

例 バナナのサプライチェーンを改良するためのバナナ購入者間のパイロットプログラム。雇用者への一定の生活賃金を保証して生産されたバナナ購入量を徐々に増やそうとするもので、参加企業は基準・条件に任意に合意。

## 事例 支配的地位濫用

- EU機能条約は102条により、1社あるいは複数の事業者による支配的地位濫用行為が、域内市場へ著しく影響を及ぼす場合に禁止。
- 支配的地位にある事業者は、その地位を濫用してはならない（通常、市場占有率40パーセントが目安だが、市場占有率はあくまでも判断要素の1つ）。
- 支配的地位にある事業者のボイコットも人権侵害を理由に正当化されうる（例 人権侵害に該当する扱いを、サプライチェーンで行なっているサプライヤーからの供給を拒絶）。